

(参考)年金保険料の徴収体制強化等に関する最近の検討経過について

1. これまでの検討経緯

- (1)平成24年に成立した三党合意に基づく税制抜本改革法において、「年金保険料の徴収体制強化等について、歳入庁その他の方策の有効性、課題等を幅広い観点から検討し実施すること。」と明記された。【別添】
- (2)平成25年2月内閣官房副長官を座長とする「年金保険料の徴収体制強化等のための検討チーム」が設置された。
- (3)経済財政運営と改革の基本方針(平成25年6月14日閣議決定)において、「国民年金保険料の納付率向上等について幅広い観点から検討し、取組を推進する。」と明記された。【別添】
- (4)平成25年8月8日検討チームにおいて「論点整理」を取りまとめ。

2. 今後の対応

検討チームの「論点整理」において、「各論点について、論点整理で示された方向性に沿って担当省庁においてさらに検討を進め、税制抜本改革法の規定に基づき、可能なものから速やかに実施する」とされており、厚生労働省においては「年金保険料の徴収体制強化等に関する専門委員会」を設置して、ご審議いただきながら、検討を進める。

(※)平成26年度予算概算要求において、「論点整理」の検討事項に係る経費については、予算編成過程で検討することとしている。

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革
を行うための消費税法の一部を改正する等の法律(平成24年法律第68号)(抄)

(税制に関する抜本的な改革及び関連する諸施策に関する措置)

第七条 第二条及び第三条の規定により講じられる措置のほか、政府は、所得税法等の一部を改正する法律(平成二十一年法律第十三号)附則第百四条第一項及び第三項に基づく平成二十四年二月十七日に閣議において決定された社会保障・税一体改革大綱に記載された消費課税、個人所得課税、法人課税、資産課税その他の国と地方を通じた税制に関する抜本的な改革及び関連する諸施策について、次に定める基本的方向性によりそれぞれの具体化に向けてそれぞれ検討し、それぞれの結果に基づき速やかに必要な措置を講じなければならぬ。

一～七 (省略)

八 年金保険料の徴収体制強化等について、歳入庁その他の方策の有効性、課題等を幅広い観点から検討し、実施すること。

経済財政運営と改革の基本方針(平成25年6月14日閣議決定)

3. 主な歳出分野における重点化・効率化の考え方

(1) 持続可能な社会保障の実現に向けて

② 社会保障の主要分野における重点化

(年金)

・国民年金保険料の納付率向上等について幅広い観点から検討し、取組を推進する。